



## 巻頭言

## 「食品の安全性」を保証すること

(財) 日本植物調節剤研究協会 理事 寺本昭二  
(財) 残留農薬研究所 理事長

このところ、中国産輸入食品の禁止薬物や残留農薬検出事例などが繰り返し報道されているところに、不二家事件とミートホープ社事件が立て続けに発生し、食品の安全性に対する信頼が地に落ちてしまった感がある。ミートホープの場合は異種肉の混入や賞味期限の改ざん、産地偽装などを意図的に行った悪質な犯罪で論外であるが、不二家の場合は状況が異なっており、農水省 (H19.1.23. プレスリリース) と埼玉県調査によると、洋菓子の製造に消費期限が1日過ぎた牛乳を使用したこと、および洋菓子に社内基準を1~2日超える消費期限を表示して出荷したことが問題とされ、厳重注意を受けたものであった。食品の消費期限は、概ね5日以内に品質が劣化する生菓子や低温殺菌牛乳などに表示が義務付けられているもので、これよりも品質が劣化しにくい乳製品や冷凍食品などには賞味期限が表示され、いずれの場合も食品の特性や保存状態などを勘案して余裕を見込んだ期限を製造者自身が設定することになっている。従って、不二家の場合は、JAS法に違反するものではないとしても、自らが定めた社内基準を遵守せず、そのことによって消費者の信頼を損なった責任は重いと言える。しかし、その後のマスメディアの報道の加熱ぶりは目を覆いたくなるほどで、結局不二家は他の大手食品会社の傘下になることとなった。

不二家が社内基準の遵守を徹底できなかったことについて、組織としての問題点を一つだけ挙げるとすれば何があるか、農作物中残留農薬の安全性試験を行っている残留農薬研究所のGLP組織と重ね合わせながら素人なりに考えてみた。食品製造会社と研究所とでは業務の内容や性格が異なるので比較になるかどうかかわからないが、気になったのは監査機構である。残留

農薬の安全性試験は、試験責任者の監督、指導の下で多くの担当者によって実施されるので、誰が担当しても一定の品質を確保できるよう、試験の方法を記した試験計画書および作業に関するあらゆる手続きを定めた標準操作手順書を備えることが農水省のGLP基準に定められている。GLP組織としては試験施設の運営全般に責任を有する運営管理者を置き、試験責任者と信頼性保証部門の担当者を指名することになっている。信頼性保証部門担当者は試験実施部門から独立しており、施設の状況が適切かどうか、あるいは試験が計画書と標準操作手順書に準拠して実施されているかどうかを常に検閲してその結果を運営管理者と試験責任者に報告しなければならない。つまり、GLP組織としての内部監査機構である。試験担当者一人一人の資質を高めるとともに、運営管理者、試験責任者、そして信頼性保証部門担当者の三者が互いに適当な距離を保ちつつ各々の責任を果たすことが重要で、この仕組みが機能しなければ委託者の信用を失うのは明白である。GLPではこのような試験施設内部の仕組みに加えて3年ごとの農水省査察という外部監査も行われるので、適度に緊張を維持しながら試験に取り組んでいる。

不二家はどうあるべきだったのか、行政的な点はどうだったのか、あるいはマスメディアがしばしば過剰に反応することを科学ライターの松永和紀氏が「メディアバイアス あやしい健康情報とニセ科学」に述べられているが、不二家報道は妥当だったのかどうかという点も含めて、専門家はどのように見ておられるのだろうか。人の健康を損なうことの無いよう食品の安全性を保証するためにいろいろな手立てを講じなければならない。